

調査計画

1 調査の名称

農業物価統計調査

2 調査の目的

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係のある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数等を作成することを目的としている。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

(3) 農産物生産者価格調査

関係団体、食肉卸売市場等

(4) 農業生産資材価格調査

小売店等

4 報告を求める者

(1) 数 (2020年1月)

ア 農産物生産者価格調査

約 2,600 事業所

イ 農業生産資材価格調査

約 1,400 事業所

(2) 選定の方法 (□全数 □無作為抽出 ■有意抽出)

ア 農産物生産者価格調査

(ア) 調査都道府県については、調査品目ごとに作物統計調査、畜産物流通調査等の結果を用い、当該品目の出荷量の多いものから順次加算し、その累積出荷量が全国総出荷量の80%を超えるまでの都道府県を選定する。

(イ) 調査市町村については、作物統計調査等の結果を用い、調査都道府県において当該品目の出荷量の多い市町村から順次加算し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量のおおむね80%までの市町村を選定する。ただし、市町村別の出荷量を把握することが困難な調査品目については、関係団体への聞き取りによる情報

を参考に、都道府県内の当該調査品目の農産物価格を最も正確に調査しうる市町村を有意に選定することとする。なお、選定される市町村が7市町村以上となる場合は、出荷量の多い6市町村を選定する。

(ウ) 調査対象については、調査市町村において当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）を選定する。ただし、都道府県内の当該調査品目の流通実態を反映した割合となるように出荷団体等を選定する。

イ 農業生産資材価格調査

各都道府県に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力を持ち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうる事業所を選定する。ただし、全国の当該調査品目の流通実態を反映した割合となるよう事業所を選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査事項一覧を参照）

ア 農産物生産者価格（農業経営体が生産した農産物の販売価格から、出荷販売に要した経費を控除した価格）

イ 農業生産資材価格（農業経営体が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格）

(2) 基準となる期日又は期間

ア 農産物生産者価格調査

毎月15日（野菜は5日及び15日）

イ 農業生産資材価格調査

毎月15日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

農林水産省本省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法（■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他（FAX、電話））

調査は、調査員による他計調査、郵送又はFAXによる自計調査、オンラインによる自計調査又は民間事業者の創意工夫により設定する方法により行う。報告者は調査票の配布及び回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、民間事業者が各報告者に確認を行う。

ア 報告者が他計調査（調査員調査）を選択した場合

- 民間事業者が確保した調査員が調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法
- イ 報告者が自計調査（郵送調査、オンライン調査、FAX）を選択した場合
- （ア）民間事業者が郵送又はFAXにより調査票を配布し、報告者が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する方法
- （イ）民間事業者が確保した調査員が報告者を訪問し、調査票を配布し、報告者が記入した調査票を直接回収する方法
- （ウ）報告者が農産物価統計調査オンライン調査システム（政府統計共同利用システム）から取得した電子調査票を用いて回答を行い、記入済みの電子調査票を同システムに登録するとともに、民間事業者が同システムに登録された電子調査票を取得する方法
- ウ 精算払いの把握が必要な場合
- 報告者から得た回答について、その後の精算払いにより把握する必要がある場合にあつては、民間事業者又は民間事業者が確保した調査員が報告者に対し電話等の方法により把握を行う。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

月

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布 毎年又は毎月

〃 回収 調査日が属する月の末日（6（2）ウに記載する事項については、調査翌年の6月末日）

8 集計事項

- （1）農産物価格指数（年次、月次）
- （2）農業生産資材価格指数（年次、月次）
- （3）農産物販売価格（平均販売価格）（年次、月次）
- （4）農業生産資材購入価格（平均購入価格）（年次、月次）

9 調査結果の公表の方法及び期日

（1）公表の方法

調査結果の概要及び詳細を印刷物及びインターネット（農林水産省ホームページ及びe-Stat）により公表する。

（2）公表の期日

- ア 月次は、調査翌月末までに調査結果の概要を公表する。
- イ 年次は、調査翌年の7月末までに概要を公表する。

ウ ア及びイをまとめて、調査翌々年の2月末までに報告書を刊行する。

10 使用する統計基準

本調査は、①農産物生産者価格、②農業生産資材価格を把握するための調査である。

調査対象の選定に当たっては、それぞれ①調査品目別に調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等、②調査品目別に各都道府県に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力を持ち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうる事業所を有意に選定することとしていることから、日本標準産業分類は利用しない。

また、集計に当たっては、本調査は産業別の集計を行うことを目的とするものではないことから、結果の表章においても日本標準産業分類を使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

農林水産省大臣官房統計部長は、調査実施年の翌年の4月1日から起算して、記入済み調査票を3年、調査票の内容を記録した電磁的記録を永年保存する。

農業物価統計調査 調査事項一覧

- 1 農産物生産者価格
- 2 農業生産資材価格